

主な改正点（R3介護報酬改定関係）



宮崎県福祉保健部長寿介護課

はじめに

介護施設の運営や加算に関する各業務の担当について



人員基準 加算関係

介護給付費の算定届、事業所の変更届など、書類の審査を担当

指導監査・援護課

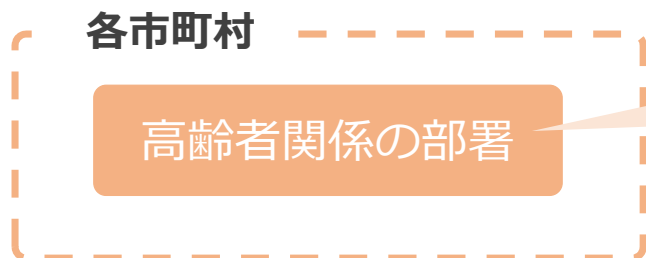
特別養護老人ホームなどの
福祉系事業所

監査関係 運営指導

実際に施設へ行き、記録の確認や
職員への聞き取りなどを実施

各保健所

介護老人保健施設などの
医療系事業所



地域密着型サービス全般

グループホームや小規模多機能型事業所といった地域密着型サービスの人員基準、加算関係、監査関係、運営指導を所管



※宮崎市は「中核市」に指定されており、宮崎市内のすべての事業所を所管する

指定基準に関する主な改正点（R3介護報酬改定関係）

- ①感染症対策の強化【全サービス】
- ②業務継続に向けた取組の強化【全サービス】
- ③認知症介護基礎研修の受講義務づけ【全サービス】
- ④口腔、栄養の取組の連携・強化【施設系サービス】
- ⑤人員配置基準における両立支援の配慮【全サービス】
- ⑥ハラスメント対策の強化【全サービス】
- ⑦署名・押印の見直し【全サービス】
- ⑧リスクマネジメントの強化【施設系サービス】
- ⑨高齢者虐待防止の推進【全サービス】

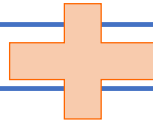


①感染症対策の強化【全サービス】

【介護保険施設の場合】

現行

- 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会**の開催
 - ・おおむね3月に1回以上開催
 - ・委員会の結果について、職員に周知徹底を図る
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針**を整備
 - ・平常時の対策及び発生時の対応を規定
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修**を定期的**に実施**
 - ・年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施



改定後

- 感染症の予防及びまん延防止のための訓練**を定期的**に実施**
 - ・感染発生時に迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施
 - ・年2回以上実施

R6.3.31まで努力義務

R6.4.1から義務化

②業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

R6.3.31まで努力義務
R6.4.1から義務化

【介護保険施設の場合】

○業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画（BCP）とは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するほか、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

業務継続計画には、以下の項目等を記載すること

①感染症に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

②災害に関する業務継続計画

- ・ 平時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携

※記載内容は、厚生労働省のホームページ（※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html）に掲載されている「**介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン**」及び「**介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン**」及び研修動画を参照すること

②業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

R6.3.31まで努力義務
R6.4.1から義務化

【介護保険施設の場合】

○職員に対し、業務継続計画について**周知**

○**研修**を定期的**に実施**

- ・感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間で共有
- ・年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施
- ・研修の実施内容を記録

○**訓練（シミュレーション）**を定期的**に実施**

- ・感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を実施
- ・年2回以上実施
- ・机上及び実地で実施するものを組み合わせながら実施することが適切

○定期的な業務継続計画の**見直し**

③認知症介護基礎研修の受講義務づけ【全サービス】

R6.3.31まで努力義務
R6.4.1から義務化

- 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、
認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけ
- R6.4.1以降、新たに採用した職員は、採用後1年を経過するまでに受講させること

●受講が免除される**資格**

看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、介護支援専門員 など

●受講が免除される**研修**

実務者研修、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、介護職員基礎研修、訪問介護職員職員養成研修（一級課程・二級課程） など

④口腔、栄養の取組の連携・強化【施設系サービス】

R6.3.31まで努力義務

R6.4.1から義務化

口腔衛生管理体制加算を廃止し、**基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備**し、状態に応じた口腔衛生の管理を実施

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する技術的助言及び指導を**年2回以上**実施
- 指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る**施設計画**（口腔衛生管理体制についての計画）を策定（必要に応じて、定期的に計画を見直し）
 - ・助言を行った歯科医師
 - ・歯科医師からの助言の要点
 - ・具体的方策
 - ・当該施設における実施目標
 - ・留意事項・特記事項
- 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと

④口腔、栄養の取組の連携・強化【施設系サービス】

- 栄養マネジメント加算を廃止し、栄養士又は**管理栄養士**の配置を位置付け
- 基本サービスとして、**状態に応じた計画的な栄養管理**を実施（R6.4.1から義務化）
- 栄養マネジメント強化加算**を新設

	～令和2年度		令和3年度～
指定基準	栄養士を1以上配置	➔	栄養士又は 管理栄養士 を1以上配置
			「栄養管理」に関する基準（R6.4.1から義務化）
介護報酬	栄養マネジメント加算		廃止
			栄養ケア・マネジメントの未実施（R6.4.1から適用）
			栄養マネジメント強化加算
	低栄養リスク改善加算		廃止 （介護療養型医療施設の一部を除く）

④口腔、栄養の取組の連携・強化【施設系サービス】

指定基準

- 【現行】栄養士を1以上配置 → 【改定後】栄養士又は管理栄養士を1以上配置
- 栄養管理に関する基準（R6.4.1から義務化）
 - ・栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設
→併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこと
 - ・栄養管理について、以下の手順により行うこと
 - ・入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること
 - ・入所者の栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること
 - ・入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと
 - ・栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参考とすること

④口腔、栄養の取組の連携・強化【施設系サービス】

介護報酬

○栄養ケア・マネジメントの未実施（R6.4.1から適用）

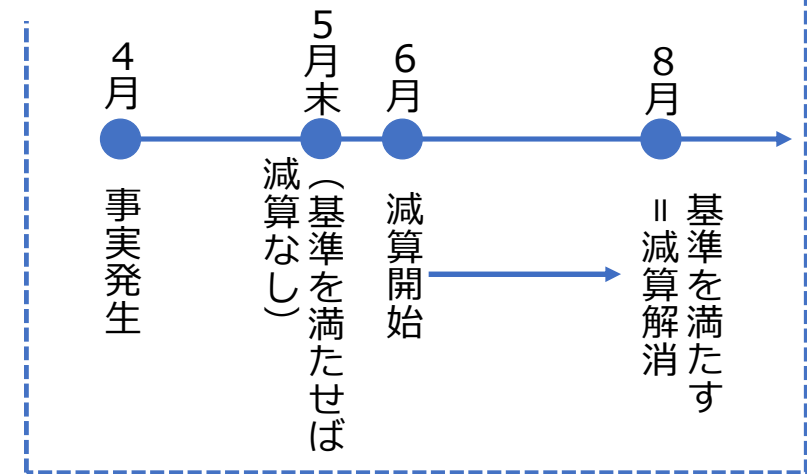
栄養管理の基準を満たさない事実が発生した場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算

※翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く

○栄養マネジメント強化加算

原則として入所者全員を対象として、「入所者ごと」の継続的な栄養管理を強化して実施した場合、当該施設の入所者全員に対して算定

【例】



⑤人員配置基準における両立支援の配慮【全サービス】

人員配置基準や報酬算定において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも「常勤」として取り扱うことが可能

- 常勤職員が育児休業等を取得している場合、その期間、複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすものとして扱う
- 育児又は介護の短時間勤務制度等を利用する場合について、週30時間以上の勤務で「常勤」として取り扱う

【例】常勤職員の勤務が1週あたり40時間の事業所において

- ・常勤の職員（育児短時間・週30時間）→ 常勤換算 1人
- ・非常勤の職員（週30時間）→ 常勤換算 0.75人

⑥ハラスメント対策の強化【全サービス】

ハラスメント対策を強化する観点から、適切なハラスメント対策（従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等）を実施するよう義務付け

講ずべき措置

【対象】

- 職場における
 - ・セクシュアルハラスメント
 - ・パワーハラスメント
- 入所者やその家族等から受ける
 - ・セクシュアルハラスメント

【特に留意すべき点】

- 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

講じることが望ましい措置

【対象】

- 利用者やその家族等から受ける
 - ・顧客等からの著しい迷惑行為
 - =カスタマーハラスメント

【参考】

- 必要な措置を講じるにあたっては、以下のマニュアル等を参考にすること
 - ・介護現場におけるハラスメント対策マニュアル
 - ・（管理職・職員向け）研修のための手引き
- 厚生労働省ホームページ
URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

⑦署名・押印の見直し【全サービス】

○入所者等への説明・同意について（ケアプラン、重要事項説明書等）

→電磁的な対応を行う場合は、署名・押印を求めないことが可能

※上記対応を行わない場合には、署名又は押印が必要

○諸記録の保存・交付等について

→電磁的記録による対応が原則可

○押印廃止については、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日、内閣府・法務省・経済産業省）」を参考とする



⑧リスクマネジメントの強化【施設系サービス】

- 安全対策担当者
 - 安全対策体制加算
- を定めることを義務づけ（R3.10.1から義務化）
- 事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算（R3.10.1から適用）

指定基準

事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じること

- ① 事故発生防止のための指針の整備
- ② 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- ③ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施
 - ・従事者に対する研修会は、年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施
- ④ ①～③の措置を適切に実施するための担当者設置（R3.10.1から義務化）

⑧ リスクマネジメントの強化【施設系サービス】

介護報酬

○安全管理体制未実施減算（R3.10.1から適用）

運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数を減算

○安全対策体制加算

- ・ 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること

外部研修とは、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであり、関係団体（公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会、一般社団法人日本慢性期医療協会等）等が開催する研修を想定

- ・ **入所時 1 回に限り**算定可能

⑨高齢者虐待防止の推進【全サービス】

R6.3.31まで努力義務
R6.4.1から義務化

虐待の発生又はその再発を防止するための**委員会**の開催、**指針**の整備、**研修**の実施、**担当者**を定めることを義務づけ

【介護老人福祉施設の場合】

- 運営規程に定めておかなければならない事項について、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加
- 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じること
 - ① **虐待防止検討委員会**を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知
 - ② 虐待の防止のための**指針**を整備
 - ③ 虐待の防止のための**研修**を定期的を実施
 - ・ 年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施
 - ④ ①～③を適切に実施するための**担当者設置**

担 当：施設介護担当

電 話：0985-26-7058

メー ル：shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp



宮崎県福祉保健部長寿介護課